

広島市告示（安佐南区）第10号
令和8年2月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年2月25日から同年3月11日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南4区 459号線	安佐南区伴中央四丁目 3404番1地先から 安佐南区伴中央四丁目 3371番1地先まで	令和8年2月25日